

## 16 自治会組織

室町時代に現在のようなムラ組織が起こり、庄内川堤防下の周りより一段高い所にある集落単位を「島」と呼んで、村の中の最小自治組織ができました。

島ごとに神社もでき風習、習慣も少しずつ変化しながら日常生活の中に定着して今日に及んできました。

戦後、地内に工場が誘致され、農業から離れる人も増えましたが、それでも地縁社会としてのムラの様式は残っていました。

しかし、区画整理後は昔からの住民と新しく転居してきた人の混在地域となって、昔から受け継がれてきたムラとしての制度様式が変化しています。

- (1) 自治会の歴史…………… p362
  - ① 室町から江戸時代、 ② 明治から戦前、 ③戦後の自治会
- (2) 自治会の役割…………… p366
  - ① 自治会と行政の関係、 ② 自治会の果たす役割
  - ③ 自治会のかかえている問題
- (3) 松河戸の自治会…………… p369
  - ① 役員、 ② かつての「島」は村の最小自治組織、
  - ③ 構成員としての役割、 ④ 自治活動の集会所
- (4) 区会の活動内容…………… p373
  - ① 区会の構成、 ② 松河戸区事業計画、 ③ 活動内容



松河戸文化科学探求隊  
 隊長 長谷川 浩  
 080-3657-7052  
 松河戸町の沿革ホームページ  
<http://matsukawado.com/>

## (1) 自治会の歴史

室町時代にできた惣(村落)という組織は、現在の自治会(町内会)へ繋がっていきます。

共同体としての村の規則(村法)もこの「寄合」で作られてきました。

この寄り合いでは、村の住民全体の利益が基本にありましたので、様々な自由な意見が出されたと思います。

現在の様に「多数決」ではなく、村の和を重んじることから全員が納得するまで議論し続け、最終的には全員一致が原則であったようです。

すくなくとも区画整理実施以前は、単純過半数で議論を決めることはなく、目に見える程度の差が生じなければその案が採用されることはありませんでした。

このような、まわりの空気(神)をみて進めていく会議の雰囲気は、古くから日本に伝わる神道にも通じるものがあり、現在も続け継がれているように思われます。

### ① 室町から江戸時代

室町幕府になると、大きな荘園がくずれて、有力農民を中心とした自治組織が誕生し、治水や共有地の管理について話し合い、村内の規則も作られました。

いわゆる惣(村落)という地縁自治組織が生まれました。

そこでは、寄合を開いてもめ事を解決したり、村のおきてを決めたりするようになります。



寄合のようす

治水をめぐる河川流域の村々でトラブルが発生することもあり、そのため、村同士の広域の結びつきもつくられました。

(「東春日井郡誌」によると、応永年間(1394~1428)に上条用水が造られたという記載があり、当時の灌漑地区は、上条、下条、中切、松河戸、勝川の5ヶ村でした。)

また、集落の中に寺や神社が作られるようになり、明応3年(1494年)に白山神社再建や十五の森悲話なども生まれました。

また島ごとの神社や、観音寺、昌福寺もこの時代頃(少し後)に創建されたことが江戸時代に書かれた書物の内容からもわかります。

豊臣秀吉の時代に、土地制度を見直す目的で「太閤検地」を実施、全国の農地の面積と質を調べ、収穫高を「石高」で管理するようにし、1つの土地に対して直接の耕作者の権利しか認めなくさせました。

これにより荘園は最終的になくなり、現在の村の基礎が出来上がりました。

(当時(寛文12年)の松河戸の石高は1,375石、人口641人、110戸)

村を中心とした農業の生活、制度がこの頃から起こりはじめ、安土桃山、江戸、明治、大正、昭和のはじめまで少しずつ変化しながら続くこととなります。

江戸時代には「士農工商」という身分制度が作られ、「庄屋」「組頭」「頭百姓」といった村三役と呼ばれた役職が決められ、農民個々は5人組といって近隣5家で、相互扶助、相互監視させる制度が作られました。

農民への監視は厳しくなりましたが、村の自治組織はより高度化しました。

江戸中期以降は庄屋などは由緒ある家柄でなくても一般の有力百姓の中から交代で務めるようになり、選挙で行うこともあったといえます。

村政の執行は「村寄合」で、全員(当主)が集まって、村財政の管理、村役人の選挙など、村の事務全般を協議しました。

村内生活の安全、秩序維持のための掟である「村法」も、村寄合で決定され明文化されました。



## ② 明治から戦前

### ① 松河戸村戸長役場

明治、大正ともなると、経済の拡大、社会問題の激化にともない国策の徹底を図るために行政補助団体として、村落という地縁自治組織である「町村会」は行政の末端組織として整備されていきました。

明治政府は当初、一度は大区小区制を導入して旧来の「郡・町村体制」を廃止したものの、明治11年(1878)の「郡区町村編制法」によって旧来の体制に戻した上で従来は区に設置されていた戸長を町村に設置し、そこに事務を行う戸長役場を設けました。

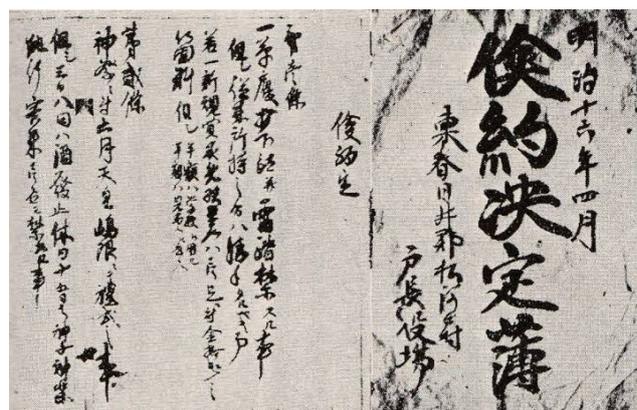
この地区では、東春日井郡役所は勝川村に置かれて、松河戸の戸長役場は私宅の一部を充てました。

戸長役場には公選後に知事によって任命される戸長と書記にあたる筆生、雑用係である小走がおり戸長らの給与は県税で賄われました。

代わりに府知事および県令-郡長-戸長の上下関係の下に置かれ、官吏懲戒令の対象にもなり得ました。

戸長役場では、戸籍事務のほか、中央政府および府 県や郡の命令を住民に伝達・徹底に努め、更に徴税・厚生などの業務を行っており、戸長は公選でしたが、旧来の庄屋などが主に選ばれていました。

この時代の村役場の仕事内容としては、租税(戸籍・土地名寄の調査整理等)、徴兵、教育(学校



松河戸村 俵約決定簿

明治16年4月 (松新町所有) (P46 参照)

授業料等の収納等)、祭り、労役(溝役、道役)の管理調整、隣村との交渉や村民トラブルの調停、また、郡役所からの調査依頼や連絡調整などでしたが、村民の生活行動規律(参照 p46 儉約決定簿)までも決めていました。

しかし、これも明治 17 年(1884)の改正で戸長は官選化し、戸長区域の拡大(東春日井郡 111 か村は 32 組に区分)にともない、再び自主性のない連合町村会に後退することとなります。

## ② 連合戸長役場と町村会

旧来の庄屋の系統を引く公選戸長は明治政府の組織の末端にありながら住民の代表として政府の政策に対峙する姿勢を見せ、自由民権運動に走るものもいました。

このため戸長を知事による官選に改め、平均 5 町村、500 戸を目途として 1 人の戸長を置く制度に切り替えました。

これによって戸長役場の性格も変わり、複数の町村を 1 つの戸長役場が管轄するようになり、「**連合戸長役場**」と称されるようになりました。

また、戸長の私宅を戸長役場にするには行政の私物化に通じるとして禁じられ、原則として役場は新築もしくは学校や寺院などの公共性の高い施設や第三者の私宅などを借り上げて役場とすることになりました。

もともと、旧来の町村ごとの惣代・重立が町村単位の実行者として戸長の補完機能を果たし、「**町村会**」も引き続き活動するなど、必ずしも官選戸長が地域行政を把握していた訳ではありませんでした。

## ③ 地方自治体と村会

しかし、全国的に高まる自由民権運動の波におされて、明治 22 年(1889) 2 月「大日本帝国憲法」が公布され、それと同時に地方制度にも根本的な改革がおこなわれました。

中央の行政事務を地方に分担させ、政府の統制の枠内で、それも地方住民の権利としてではなく、義務として地方自治を認めたものであり、真の地方自治とはほど遠いものではありましたが、ここにその後の地方自治制度の根本が定められました。

明治 22 年 10 月**市制・町村制施行**(明治の大合併)で、松河戸、下条、下津、上中切の四か村が合併し小野村となりました。

明治 39 年「小野村」と「和爾良村」が合併し「鳥居松村」となり、昭和 18 年「勝川町」「鳥居松村」「篠木村」「鷹来村」の 4 か町村が合併して「春日井市」が施行されました。

明治 17 年に、松河戸村戸長役場はなくなり、地縁団体だった松河戸村は、近代的な意味で地域を行政統合するための地方公共団体に加わることとなりましたが、惣代・重立が村の実行者として「松河戸村会」も引き続き活動することとなります。

昭和 15 年(1940 年)には、国が発令した「**部落会町内会等整備要領**」により、市には「町内

会」、町村には「部落会」が国によって法的に整備されることとなりました（これを自治会等の起源ととらえる場合もある）。

しかし、町内会はいっそう本来の自治集団としての性格は薄められ、もっぱら国策遂行のための政府機関の下部組織として役割を担うこととなりました。

戦争の進行とともに、自治会は上部団体として市町村レベルでの連合組織、下部団体としての隣組を組織することで、戦争に国民を総動員するための組織の性格を強めていき、1942年（昭和17年）には、閣議決定により、大政翼賛会の下部組織としても位置づけられた。

【参照(P38) 1 松河戸の沿革 (6)地方制度の整備 ②地方自治の始まり】

#### ④ 1村1<sup>ごうしれい</sup> 社会祀令

明治の終わりごろから行われた「1村1社会祀令」は、神社は宗教ではなく「**国家の宗祀**」であるという明治政府の国家原則に従って「**近代社格制度**」を制定し、県で管理し地方公共団体が財政を負担できるまでに神社の数を減らすことにありました。

地方の自治は神社を中心に行なわれるべきだという考えのもと、合祀政策に一町村一神社の基準が当てはめられることとなり、神社の氏子区域と行政区画を一致させることで、町村唯一の神社を地域活動の中心にさせようとするものでした。

このことにより、10年足らずの間に、その当時全国的に約20万社あった神社の約3分の1が取り壊されたといえます。



白山神社の境内社

松河戸においても、大正元年9月、松河戸の14社を白山社に合祀(4社)又は境内社(10社)とし、白山社を白山神社と称して村社としました。

#### ③ 戦後の自治会

戦後、昭和22年(1947年)5月ポツダム政令により、日本憲法、地方自治法の施行と同時に、町内会や隣組などの自治組織はすべて解散させられました。(松河戸町の村会は禁止令のもとでも実質的には存在していました。)

その後日々の生活を維持し身の安全を守るためには、身近な人々の相互協力が不可欠であったことや、行政としても住民の協力を求めざるを得なかったなどの理由より自治会は再建されました。

しかし、それらは戦前のような行政の末端組織としてではなく、住民の自治組織として、行政組織とは無関係な存在として位置づけられ、今日に至っています。

(地方自治法第260条の2のように、法的にも行政組織とは関係性のないことが強調されている。

ただし、現在も事実上行政の末端組織として果たす例は多数見受けられる)。

※ 地方自治法第二百六十条の二

6. 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

そして、地域コミュニティの形成が図られていきます。

## (2) 自治会の役割

### ① 自治会と行政の関係

一時、行政の下部組織に位置づけられたことから、自治会（町内会）は行政の下請け組織であるという考え方も一部にあります。

しかし、自治会の歴史と、地域を代表する包括型の組織であることを考えると、行政との接点をもつ対等な立場にある自主的住民自治組織であるということは明らかであり、これからのまちづくりを考えるうえで、自治会と行政との協力関係は必要不可欠なものといえます。

現代の生活が公共的な対処を必要とするライフラインにつながれ、ごみ処理から街路灯の維持管理まで、多くが公共的な事業として行われているだけに、住民の組織的な参加が欠かせないことも明らかで、住民自身が組織の担い手とならなければ解決しないのが地縁組織です。

現実の課題をともに議論し、協働できる地域組織を整備していくことは、地方自治体にとっても欠かせない課題です。

### ② 自治会の果たす役割

自治会には、一定の区域を単位として、その地域に住む住民同士が助け合い協力しあって、住みよい地域社会を創っていくという目的があります。

特に最近、大規模な災害が多く発生しており、近隣住民の助け合いや支えあいが重要な役割を果たした事例が多くみられることから、あらためて自治会のあり方が注目されています。

その目的を果たすために、区域内での生活上の諸問題や防犯灯などの身近な環境の整備・管理、あるいは、公園や区域内の清掃・美化、防災・防犯活動、さらには、夏まつりや敬老会など、地域の人々との交流、相互扶助、親睦行事などの活動を行っていますが、人と人のふれあいや地域の連帯感高揚は、行政が主体となって築かれるものではなく、こうした生活環境の整備活動や諸行事によって築かれるものであり、真に住みよいまちづくりを築くために、自治会の果たす役割は大きいといえます。

松河戸の自治組織は多くの地縁組織がそうであるように、古くからのムラ組織地縁団体を基盤に変遷してきましたが、区画整理後は、前からの住民と新しく転入した住民の混在した町となっています。

そのような状況において松河戸区会の役割はさらに重要となっています。

このように住民組織は、時代がどのように変わっても、日本の地域社会においては、他の組織によって代替することのできない重要な役割を担っていくものと考えられています。

住民の生活は、その「区域内に住所を有する者（住民）」同士の関係の上に成り立っています。

もちろん昔と違って今日の住民の生活領域では、地縁による関係は限られたものとなっていますが、それでも地域の利便性、快適性、安全性等を高めるために、問題点を取り上げ、議論して、より多くの住民が満足できるものにするように協力し合うことが必要です。

地縁組織である町内会に求められるのは、この地域共同管理の機能を果たすことです。

地域区画には広狭両面があり、広域の地域管理は行政や公共企業体等の業務です。

そして、公的管理が及びにくい狭域こそが、住民が共同で行う管理の区域です。

その狭域を生活の場とする住民が、自らの頭と手で、より安全で快適なものにしていく取り組みのためにつくっているのが地域住民組織です。

### ③ 自治会のかかえている問題

長い伝統をもって地域の自治を担ってきた自治会は、今後いっそう進む少子高齢化、定年制の延長、また行政の側からは、分権の名により、住民自治と、住民と行政との協働がいわれ、「自助」、「共助」が叫ばれるようになりました。

この様な多様で深刻な状況や課題に応じた組織と活動の見直しを迫られています。

#### ① 自治会加入者の減少の背景

戦後の厳しい時代を乗り越え、高度成長バブル期を経て、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

「家」を単位とした地域的なつながりから「個人」を単位としたつながりへ、また人口の急増と生活圏の拡大、物質的な豊かさにより、地域の連帯感や人間関係が気薄になり、自治会の活動に無関心な世帯が増えてきたことも否定できません。

帰属意識や連帯意識が次第に希薄化し、伝統的な地域共同体としての基盤が崩壊するとともに、それが新たな地域問題（犯罪等の増加、個人化の進行に伴う孤独問題、新旧住民意識の問題）にもつながることとなりました。

日々の仕事や生活に追われるなかで、いま地域がどうなっているかの情報もなく、直接関係のあること以外はなるべく関わりたくないし関わる余裕もない、という住民生活の姿があります。

そしてそのために、こうした住民で組織される町内会・自治会は、組織への加入率の低下や役員のなり手が無いという、組織存続の条件を欠く事態に追い込まれようとしています。

松河戸地区では、区画整理が終わり、かつての田園が住宅などに変わり、新しくこの地域に入居する人が増えました。

令和3年4月現在、松河戸の人口は3,100人、世帯数1,260世帯となり、区画整理前と比べると、人口で2.2倍、世帯で2.6倍の増加となっており、旧住民は約3割程となっています。

また、単位となる1世帯当たりの人数が減って家事や育児、介護の負担が重くのしかかるようになり、個人や世帯の負担が増え、地域の活動に参加することがむづかしい世帯が増えてきました。

こうした状況下では、町内会・自治会が従来通りの組織運営や活動をしているだけでは、組織加入率や行事参加者が減少するのは当然のことでした。

かつての、地縁団体としての自治会（町村会）はなく、新しい地縁団体としての地域コミュニティの形成が求められています。

#### ② 役員なりての減少の背景

孤独死の防止や認知症住民の徘徊・生活の見守り、子どもの安全、空き地・空き家の管理、大規模な災害対策など新たな課題が生まれてきており、行政の側からは、「分権」の名により、住民自治と、住民と行政との「協働」がいわれ、「自助」、「共助」が叫ばれるようになり、自治会役員の仕事量は増大しています。

また、定年制延長の動きで、かつては60歳で定年を迎え地域活動奉仕が行えたものが、今や定年制延長で70歳になろうとしています。

地域組織の弱体化が進むまさにその時に、より大きな期待が地域組織に寄せられ、その担い手となる人材不足という矛盾に地域は直面しています。

### ③ 課題解決の方向性

こうした状況下では、自治会が従来通りの組織運営や活動をしているだけでは、組織加入率や行事参加者が減少するのは当然のことでした。

地域には多様な世代の住民が生活しています。

かれらが地域で隣人同士、十分な交流機会をもてないでいることが、その能力を発揮できないでいる大きな原因となっています。

その背景には、組織が住民に十分開いていないことがあるように思われます。

この隘路<sup>あいろ</sup>の打開のために、先ず強化が求められているのが情報発信力の向上です。

町内会・自治会の未加入者が、加入しない理由としてあげる主な理由は、「多忙」と並んで「地域のことわからない」ということです。

情報発信の重要性に見合った人材の確保と広報体制づくりがぜひとも必要ですが、各種の職業で情報発信の経験を積んだ退職者が地域にもどってきています。

この人たちの組織化が重要なポイントです。

地域では、多様な役割を住民みんなで協力して担い合うことができます。

お互いの負担を均(なら)して、無理なく役割を果たしあえる関係をつくることが重要です。

そこでは、コンピュータ操作等の得意技でその役割を担う人もあれば、住民の誰もができることはみんなで少しずつ担当するということもあるでしょう。

いずれにせよ、“つながり”とは「役割を担い合うこと」であり、それが地域で生きる活力を生み出すことにもなると思います。

### (3) 松河戸の自治会

#### ① 役員

明治の頃は、地主・自作・小作の階層がはっきりしており、頭分(地主)20人ほどで、区長・区会議員(10人)、氏子総代(3人)、檀徒総代(観音寺3人、昌福寺3人)などを選出して村の事を決めていました。

大正になって中年(自作)も区会、総会に参加できるようになり、小作は昭和になってから参加できるようになりました。

小作人がなくなり、平等な自治会となるまでには、戦後の農地改革をまたなければなりません。昭和40年頃になって、転入者からも各島代表者として区会議員に選出されるようになりました。

#### ② かつての「島」は村の最小自治組織

庄内川下の周りより一段高いところにあるかたまり単位を「島」と呼んで、島ごとに神社もあり、島は村の中の最小自治組織として古くから存在してきました。

民家は、河戸と村中に集中して6つの島からなりたっており、集落の東にあたる「河戸」のあたりは、道下島、中小路島、門田島があり、観音寺を挟んで西の「村中」には、八ツ家島、川原島、中島の計6つの島に分かれ、それぞれに農業の実行組合が置かれていました。

昭和40年頃、道下島は戸数が減少し5軒になったので、中小路島と合併し河戸島となりました。

江戸時代の「松河戸村絵図」(P155の図)を見ると、島の分布がよく分かります。

また、洪水被害の多かった村を守るべき治水(河戸、ヨゲ堤、松の植林)も、村の「寄合」など島どうしで協議して村人で作り上げてきたものです。

日常生活の規則については、最小自治組織である「島」によって決めていました。

つき合い、助け合いなどは島ごとに行われており、祭り、講、葬式、溝役などの行事は「島」単位で計画され、毎月の白山神社、小野社などの清掃は5つの島で順番に行っていました。

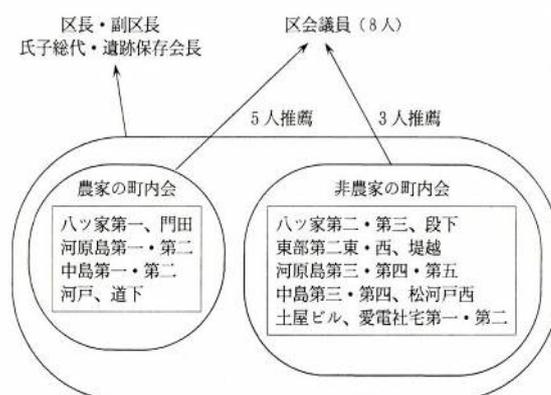
区費については、昭和30頃までは、ほとんどの住民が農家であったためか、田畑の所有面積で納めており、昭和30年の協議費収納帳をみると一反あたり20円を区費として納めていました。

昭和45年頃に町内会の制度が導入され、松河戸区画整理が終了するまでは、この5つの島は町内会組織として残っており、区会議員をはじめ松河戸の各行事等への役員を派遣していました。

この頃には、松河戸にも新しい来住者が増えていたことから、町内会は、従来の島の区分を活かし、その中の農家と非農家ごとに町内会を編成しました。

そして農家によって構成された町内会は農協の実行組合と同一とし、町内会長は実行組合長を兼ねることとしました。

これは農業関係の話をするとき、非農家が召集されても意味がないであろうとの考えによるもので、例えば、八ツ家島では、第一町内会は農家、第二町内会は新家、第三町内会は転入者・・・としたため、松河戸では、20を超える小さな町内会によって細分されることとなり



ました。

農家の町内会では月に1回程度集会が開かれていました。

この組織の利点は、旧来の農家は古くからの付き合いがそのまま継続できることにありました。

区画整理により、島の自治組織(農家と非農家を区分した町内会)は消滅しましたが、区画整理後は、7町内会(松河戸6町内会+愛知町)が作られ、そこで選出された町内会長が区会議員として、原則毎月1回行われる区会に参加して、松河戸の自治運営に努めています。

### 表1 町内会役員選出例

区画整理前(平成15年頃) (ハツ家島の場合)

表1は、松河戸の最小自治組織である島(例ハツ家島)が、松河戸の各組織へ役員を派遣した内容です。

区分	選出役員	人数	任期	選出方法	仕事内容
区会、町内会関係	町内会長	1人	1年	町内会名簿順	町内会のとりまとめ 農協の実行組合長も兼ねる
	相談役	1人	1年	町内会長終了後	町内会の相談役
	区会議員	2人	2年	町内会年齢順	松河戸区会への派遣
お寺関係	寺総代	1人	4年	檀家年齢順 観音寺の総代(5島の町内会で1人選出)	
	寺役員	2人	1年	檀家名簿順	観音寺への役員派遣
道風関係	道風役員	2人	2年	町内会名簿順	遺跡保存会への役員派遣
神社関係	氏子総代	1人	任期3年	氏子年齢順 白山神社の総代(5島の町内会で1人ずつ選出)	
	年行司	2人	1年	氏子名簿順	神社祭奉納の島のとりまとめ
	祭り宿	1人	1年	氏子名簿順	祇園祭こども獅子祭りの宿
信仰関係	松川稲荷	1人	2年	任意	昌福寺松川稲荷役員派遣
	白寿観音	1人	2年	任意	昌福寺白寿観音役員派遣

### ③ 構成員としての役割

自治会は、1世帯を1構成員として組織されており、区民に参加を求める事業・行事には、原則として、世帯を代表して一人以上の参加を求めています。

かつて、村では各戸から1人ずつ出て、5月に「溝役」「杵役」という用水路の清掃、10月に「道役」という道直しといった共同作業が実施されてきました。

欠席した家には出不足金を徴収する島もありましたが、島の人たちは欠席した理由をお互いによく理解していたので、特別なペナルティは課さなかったようです。

それを機会に島ごとに自前の慰労会(お日待ち)が持たれており、農業・地域などについての情報交換の場として役立っていました。

現在(区画整理後)の区民の共同作業として、公園清掃等の関係では、年2回の公園清掃、年2回のかすがいクリーン大作戦、年2回の庄内川清掃があります。

また、報告会・情報交換の場として年1回以上の区民総会があり、さらに、区民の全員が自主防災組織のメンバーであることから、防災講座、防災訓練の積極的な参加が求められています。



▲平成5年頃 松河戸が行った最後の杵役で堰堤の掃除をする(中島の人びと)

#### ④ 自治活動の集会所

戦前は、各島に「集会場」がありました。

島は村の中の最小自治組織として、島どうしの対抗意識もあったようです。

戦後は壊し、各島の町内会長宅で集会を開いていましたが、門田島の集会場が最後まで残っていました。

戦前、中島(実行組合)が集会場を新築した時、祇園祭りに合わせて記念の祭りを行っています。



集会場



▲昭和11年 中島実行組合集会所を新築した時、祇園祭りに合せ記念の祭り

村全体の集会場所は寺でした。村の祭りに行われた若者のお日待ちは「昌福寺」が宿になり、青年団会合は「観音寺」の衆寮堂などでしていました。

戦前、青年団の活動が活発になると「青年会場(戦後は名称を公会堂)」が建設されました。



(南側正面) 青年会場 (戦後は公会堂)  
戦時中の青年団 青年会場前にて



(昭和41年) (東口)  
道風展(18回)の会場としても使われた。

また戦後、道風の顕彰活動とともに住民総出の奉仕活動で道風公園造成が始められ、昭和30年に同時に「旧道風記念館」も建設されました。

この建物は、改築建物の払い下げを受けて作られ、講堂のような建物で、昭和56年に春日



旧道風記念館  
昭和30年旧道風記念館の完成を区民で祝う。



井市により現在の市道風記念館が建てられるまで、道風展の表彰式や、区民の演芸会、映画会などの憩いの場として使われました。

昭和 56 年に市道風記念館が建てられた際、「ふれあいの家」も建てられました。

それまでは区の総会などは観音寺で行っていましたが、ふれあいの家を区活動の拠点としました。

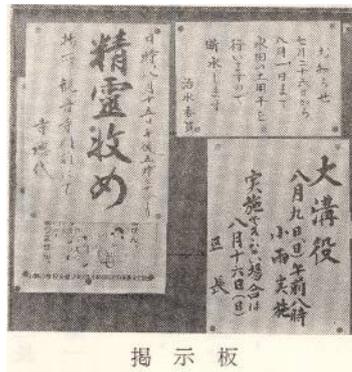
また、祭祀を行うために村人が集合する場所である「社務所」は、各島にあった神社の附属建造物を集合移築したのを使っていましたが、老朽化したため、河戸地区の人達の集会所も兼ねて昭和 54 年に建てられました。

総工費は 546 万円で、一般・氏子寄付(277 万円)、事業所関係寄付(109 万円)、市補助(232 万円) となりました。昭和 54 年 7 月 1 日着手し、昭和 54 年末(12 月 30 日)に竣工式が行われました。

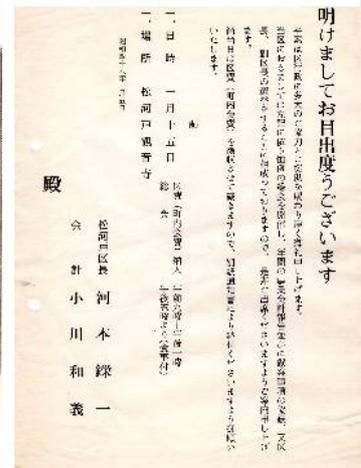
しかし松河戸各団体活動の活発化に伴い手狭となったことに加え、区画整理事業の話が持ち上がり道風公園が拡張されることから、市コミュニティ集



道風展(18回)の会場としても使われた旧道風記念館 (昭和 41 年)



掲示板上 総会案内→



会施設整備事業費補助を受け、昭和 61 年に観音寺の土地(観音寺の南)に、1250 万円(区費 750 万円、市補助 500 万円)で「公民館(松風庵)」が建てられました。

木造 1 階の畳の部屋(8 帖 2 室、6 帖 3 室)、お勝手 6 帖で、区民総会や敬老会など、区民の活動の拠点としてふれあいの家と同様に活用しました。

平成 19 年区画整理に伴って、現在の「松河戸公民館」が建てられました。

その場所は、松河戸の墓地があった所で、春日井市に売却してその土地に区が公民館を建てたものです。

その墓地の売却金は地権者の寄付により、観音寺の修復費用に充てられました。(昭和 60 年度区会決議)



昭和 61 年 松河戸区会が主催した最初の敬老会 ふれあいの家の前にて



平成 10 年 4 月 21 日 松風庵松風庵での弘法さんを終えて



現在の松河戸公民館

#### (4) 区会の活動内容

令和2年度松河戸区会の資料に基づいて紹介します。

##### ① 区会の構成(令和2年度)

- ・松河戸区は、松河戸町の6町内会と愛知町で組織されています。
- ・町内会は、組(基準15世帯位の集まり)と、集合住宅の方及び法人会員で構成されています。
- ・町内会長(副会長)は、区会議員(副区会議員)を兼ねており、毎月第1土曜日に開催される区会に出席し、

区会役員 18人 ( )兼務						
三役	3人	区長1人	副区長1人	顧問1人		
区会議員	7人	書記 (1人)	会計 (1人)	福祉 (1人)	保全 (1人)	遺跡保存 (副会長1人)
副区会議員	6人	書記補佐 (1人)	会計補佐 (1人)	福祉係補佐 (1人)	保全係補佐 (1人)	遺跡保存 (会計1人)
監事(監査員)	2人	5丁目組長1人 (来年度1丁目)	6丁目組長1人 (来年度2丁目)			
町内会(区役員) 62人						
町内会長	7人	1丁目から6丁目及び愛知町に各1人			区会議員を兼任(7人)	
副町内会長	6人	1丁目から6丁目に各1人			副区会議員、組長を兼任(6人)	
組長	49人	各組に1人			副町内会長、副区会議員を兼任(6人)	

区内の方々からのご意見要望や、市関係機関からの通知について解決策を検討しています。

##### ○区会内部組織

区会内部組織					区会外部組織
自主防災会	自治消防団	健康文化交流事業 実行委員会	草刈り隊	見回り隊	遺跡保存会

##### ○町内会 (令和2年4月19日現在)

町内会	戸建て住宅												集合住宅	
	組数	世帯数	1組	2組	3組	4組	5組	6組	7組	8組	9組	10組	棟	世帯 部屋 数
1丁目	10組	95	8	6	7	10	10	14	8	13	8	11	16	74
2丁目	7組	70	7	10	8	16	8	8	13	—	—	—	18	149
3丁目	6組	63	9	11	12	9	9	13	—	—	—	—	18	183
4丁目	10組	109	11	9	13	12	14	6	10	13	12	9	21	168
5丁目	9組	83	6	11	12	7	11	10	9	10	7	—	8	52
6丁目	5組	45	10	10	7	10	8	—	—	—	—	—	7	60
愛知電機	2組	19	12	7	—	—	—	—	—	—	—	—		
合計	49組	484											88	686

○法人会員 87法人

② 松河戸区事業計画（令和2年度の例）

事業項目	事業名・内容 (関係機関)	区への助成金等 (会費については前年度額)	区からの補助、支出 (会費については前年度額)
1 親睦文化	○健康文化交流事業 (市民活動推進課) ①みんなでラジオ体操(7月21日～8月3日) ②内容は未定 (前年度は見学会とスタンプクイズラリー) ○道風祭(遺跡保存会) ○白山神社の子ども獅子舞支援 ○小野小学校教育後援会との連携(児童生徒席上揮毫大会)(運動会)(クログネモチ診断治療)等 (小野小教育後援会) ○松河戸の親睦団体、サークル団体を支援	多世代交流事業補助金年間5万円(上限)	○健康文化交流事業費 265,344円  ●遺跡保存会助成金 15万円 子ども獅子舞実行委員会(114,000円) 教育後援会 200円×570戸(114,000円) 松河戸区民団公民館補助
2 安全安心	①交通安全 ○交通事故0の日、市民一斉大監視 (年4回) ○市及び警察署に要望書を提出 (区内の交通標識等の整備) ○警察(松河戸交番)との連携	交通安全監視(3点セット)交付(市民安全課) (道路課、警察) 情報提供	交通安全委員手当18,000円
	②防犯 ○防犯用ステッカーの全戸配布(500枚) ○防犯灯の設置(令和2年4月1日現在230灯) (市民活動推進課) ○防犯カメラの設置 (令和2年4月1日現在5台)(市民安全課) ○防犯灯、防犯カメラの維持管理 (市民活動推進課) ○警察(松河戸交番)との連携 (松河戸交番) ○見回り隊 ①定期パトロール、②随時パトロール (市民安全課) ○小野小学校区防犯協会との連携 (小野小防犯協会)	防犯灯設置事業費補助金 設置費×3/5 防犯カメラ設置事業補助金 設置費×1/2(上限50万円) 防犯灯電気料補助金 4月分電気料×12月×1/2 情報提供	●保全係25万円  ○見回り隊 7,902円 防犯協会会費50円×570戸 (28,500円)
	③防災 自主防災会の運営、(松河戸区防災マニュアルに基づく) ①防災講座 ②防災訓練(消防署(南出張所)との連携) ③備蓄食料の充実(3年に一度) (市民安全課) ④防災資器材の充実 (消防救急課) ○災害時要援護者支援制度の運用 ○市に対し、本格的な雨水調整池の整備の要望を提出	講師派遣(市民安全課) 自治消防団助成金 年3万円(消防救急課、消防署) 地域防災組織支援事業 対象用品購入費×1/2 (上限5万円) 自主防災組織資器材貸与(倉庫含む) (上下水道部)	○自主防災会 50,868円
3 環境美化	①ゴミステーション ○ゴミステーションの増設及び管理整備 (現在15ヶ所) ○不法投棄パトロール、随時、合同パトロールは年1回 ○ゴミステーションの維持管理	ゴミボックス購入費補助金購入費×1/2 (上限5千円) (清掃事業所) 不法投棄看板、防鳥ネットの貸与	
	②公園清掃等 ○区民で行う公園清掃(年2回)(段下、城田、安賀、小野社) ○草刈り隊 草刈り機による除草(年6回)(堤越、段下、城田、安賀) ○小野社、十五の森清掃 (文化財課) ○かすがいクリーン大作戦(年2回) (ごみ減量推進課) ○庄内川清掃(年2回) 6月は王子製紙、11月は市、松河戸区、河川事務所主催	市からの委託金 347,430円 (公園緑地課) (堤越、段下、城田、安賀) 遺跡保存会からの委託金 7万円	○草刈り隊 273,000円
	③施設維持管理 ○公民館の維持管理 (市民活動推進課) ○十五の森の維持管理 (文化財課) ○小野社の維持管理 (文化財課)		●公民館20万円
4 福祉	○敬老会(敬老の日)の開催 (地域福祉課) ○90歳以上の方への慰問 ○社会福祉協議会(道風地区事業)への協力 (社会福祉協議会、民生委員) ○長寿会への補助 ○地域包括支援センター(中部)下津町500番地との連携 ○日赤活動資金の提供 (日本赤十字社) ○赤い羽根募金 (春日井市共同募金委員会)	敬老会地域開催補助金 1001世帯～2000世帯は12万円	●福祉係50万円  福祉協議会費300円×480戸(144,000円) 長寿会補助 5万円  活動資金 500円×330戸(165,000円) 赤い羽根 500円×320戸(160,000円)
5 連絡調整	○区会の開催 毎月第一土曜日 ○回覧板の運用 (市民活動推進課) ○街頭掲示板の運用(14ヶ所) ○春日井公報の配布(月2回) (広報課) ○松河戸区ホームページの運用	回覧板貸与	
参考	○区活動運営一般 (市民活動推進課) ○南部浄化センター周辺保障 (上下水道部) ○区費徴収	区町内会助成金 600円×加入世帯数 南部浄化センター周辺保障 補償費50万円 区費(1世帯2千円、集合住宅1.5千円、法人面積割)	

●○は区会の内部係や区会関連組織への配分

(特記) 令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で、区会の事業活動の自粛を余儀なくされました。

### ③ 活動内容

#### ① 親睦・文化

道風祭や、神社が開催する祇園祭・秋祭りなどのお祭りに区会あげて協力し、松河戸町の住民の親睦に努めています。

また、松河戸区健康文化交流事業実行委員会(令和元年7月発足)において、「みんなでラジオ体操」、「見学会とスタンプ・クイズラリー」などの企画を毎年考え実施しています。



**健康文化交流事業 みんなでラジオ体操**  
令和元年7月20日～8月4日

16日間(1日雨のため15日間)の延べ人数は2,310人でした。  
最後の2日間は、ラジオ体操終了後ビンゴゲームで楽しみました。



**健康文化交流事業 見学会** 令和元年11月3日  
副住職さんにお寺のいろいろを聞きました。



**健康文化交流事業 スタンプラリー**令和元年11月3日  
石碑巡りを兼ねての、クイズラリーでした。



**白山神社 祇園祭 子ども獅子舞** 令和元年7月21日  
松河戸公民館から、白山神社へ出発するところ  
道風くんもお見送り



**健康文化交流事業** 令和元年11月3日  
松河戸公民館にて、道風さんについての資料、ビデオを見ながら勉強をしました。

## ○ 松河戸の盆踊り

松河戸の盆踊りは、戦前、戦後を通して青年団が行ってきました。

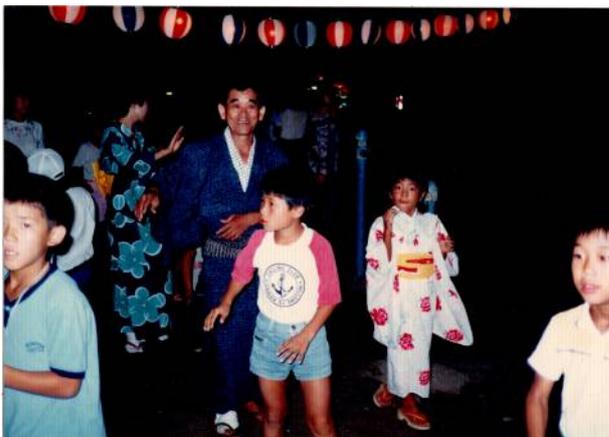
祇園祭の1週間後、神社境内において天王様に365個の提灯山を作り踊りを奉納しました。

青年団が中心に準備が進められ、境内には露店も出店し、夕方から夜遅くまで踊りを楽しみ、昭和30年頃まで盛大に行われていました。

しかし、村の伝統文化を後世へ伝えていく役目を担ってきた青年団でしたが、昭和30年頃に自然消滅していくと、代わりに区会が引継いで道風公園で行われていました。

道風公園で1週間程の練習期間を経て、金・土・日曜日(後に金・土)に本番が行われ、公園の区画整理工事が始まるまで行われていました。

公園の工事が終了するまでの一時中断の予定でしたが、現在も行われておらず、コロナが終息したら再開が望まれます。(令和5年1月現在)



昭和61年夏 道風公園にて 区会主催での盆踊り



▲昭和28年 松河戸女子青年団の盆踊り



▲昭和20年 青年団盆踊り最終の踊り(高洋トコロウ)  
戦後の青年団主催での盆踊り

## ② 安全安心

区民の生命・財産に関わることで、最重要課題として取り組んでいます。

### 2-1 交通安全

交通事故死ゼロの日の街頭監視、市民一斉街頭大監視(年4回)などを行い、区民の安全の啓発に努めています。

また、道路や交通標識の整備を行っています。



交通安全委員道具3点セット

### 2-2 防犯

防犯灯・監視カメラの新設・維持管理、防犯用ステッカーの全戸配布などを行っています。

また防犯パトロールなどを警察と協力して実施し、町内の防犯に努めています。



見回り隊 平成元年9月7日発足  
区議員など 16人でスタートしました。

### 2-3 防災

全国各地で大きな災害が発生しています。「松河戸区防災マニュアル(元年8月1日作成)」に基づき、「松河戸区自主防災会(元年8月1日発足)」「自治消防団(2年4月1日発足)」による防災講座と防災訓練などを実施しています。

また、自治消防団発足に伴い、松河戸の各公園に防災器材庫を設置しています。

更に、区では災害準備積立金を行い災害に備えています。



平成元年度 防災講座 (平成元年8月17日実施)



防災訓練 グラッキー(起震車)(平成元年9月21日実施)



倒壊家屋救出訓練(平成元年9月21日実施)



**④ 福祉** (扶助活動)(社会福祉活動)

区内の要介護者、独居老人の把握に努め、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員との連携のもと、町内の福祉自治に努めています。

敬老の日には、松河戸区にお住まいのお年寄りを対象に敬老会の開催、また、町内の90歳以上の方への慰問を行っています。

また、日赤活動資金の提供、赤い羽根募金などの募金活動に協力しています。



令和元年 敬老会の様子 (9月16日 97人/185人が出席)



昭和61年 松河戸区が主催した最初の敬老会 旧道風記念館にて  
昭和60年までは、婦人会が主催していましたが、昭和61年から区会が主催している。



**社会福祉協議会との連携事業**  
道風プロジェクト IN 松河戸 令和2年2月25日  
市地域包括支援センター中部との連携で、認知症の方への徘徊者声掛け訓練の様子

**⑤ 連絡調整**

区内にお住まいの方への広報・広聴に努め、市関係機関との調整に努めています。また、補助金、委託金、委任業務等の連絡調整事務を行っています。自治会報、市広報等の回覧、配布揭示

なお、令和元年度6月から「松河戸区ホームページ」を有効活用し、松河戸区民への情報交流充実に努めます。

松河戸区ホームページ <http://matsukawado.net/>

松河戸文化科学探求隊  
隊長 長谷川 浩  
080-3657-7052  
松河戸町の沿革ホームページ  
<http://matsukawado.com/>

自治組織メモ